

ONHK情報公開・個人情報保護審議委員会規程

（ 制定 会長指示
平成 16. 12. 21 ）

改正 視聴者総局長指示（平成26. 3. 17）平成26年 4月1日施行

会長指示（平成28. 1. 19）平成28年 3月1日施行

（任務）

第1条 NHK情報公開・個人情報保護審議委員会（以下「審議委員会」という。）は、NHK情報公開規程およびNHK個人情報保護規程に定める再検討の求めについて審議し、NHKに対し、意見を述べる。

2 審議委員会は、情報公開および個人情報保護に関する事項について、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるとき、またはNHKから意見を求められたときは、NHKに対し、意見を述べる。

（審議委員会の委員）

第2条 審議委員会は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、優れた識見を有し、公正な判断ができる者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 委員の任期は1期2年とし、原則は2期を限度とする。

4 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と判断した場合は、さらに再任することができる。

5 会長は、委員が心身の故障等のため公正な判断ができないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない行動があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、その委員を解嘱することができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員に対して、委員手当、旅費その他業務の遂行に必要な実費を支払う。

（改正 平成28. 1. 19）

（委員長および委員長代行）

第3条 審議委員会に、委員長1人および委員長代行1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、委員長代行は、委員長が指名する。

3 委員長は、審議委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議事をつかさどる。

4 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第4条 会議は、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員長または委員長代行を含む過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

（審議委員会の調査審議）

第5条 審議委員会は、必要があると認めるときは、NHKに対し、再検討の求めに係る文書の提示または当該文書に含まれる情報を整理した資料の提出を求める。

2 審議委員会は、必要があると認めるときは、再検討の求めに係る事項に関し、再検討の求めを行った者またはNHKに意見書または関連資料の提出を求める。

3 審議委員会は、必要があると認めるときは、NHK以外の者（以下「第三者」という。）に意見書または関連資料の提出を求める。

4 審議委員会の審議内容に係る情報（審議委員会の意見を除く。）は、公開しない。

（審議委員会の意見）

第6条 審議委員会の意見は、構成委員数の過半数により決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

2 審議委員会は、NHKに対し、前項で決定した意見を書面により述べる。

(審議委員会の意見の連絡)

第7条 第5条第3項の規定により審議委員会が第三者から意見書の提出を受けた場合、NHKは必要に応じ、当該第三者に対し、審議委員会の意見を付して、NHK情報公開規程第21条またはNHK個人情報保護規程第32条の規定により行った判断の結果を連絡する。

(改正 平成26.3.17)

(審議委員会への報告)

第8条 NHKは、審議委員会の審議に資するため、NHK情報公開規程に基づく情報公開の運用状況およびNHK個人情報保護規程に基づく個人情報保護の運用状況を、適宜、審議委員会に報告する。

(審議委員会の事務)

第9条 審議委員会の事務は、審議委員会事務局で行う。

付 則 (平成16年12月21日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項の規定中情報公開に関する部分は、制定の日からNHK情報公開審議委員会について施行する。

(NHK情報公開審議委員会のNHK情報公開・個人情報保護審議委員会への改組に伴う経過措置)

第2条 この規程の施行の際にNHK情報公開審議委員会の委員である者は、それぞれ、この規程の施行の日に、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、NHK情報公開審議委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この規程の施行の際現にNHK情報公開審議委員会の委員長である者または委員長代行である者は、それぞれ、この規程の施行の日に、第3条第2項の規定によりNHK情報公開・個人情報保護審議委員会の委員長として定められ、または委員長代行として指名された者とみなす。

3 この規程の施行の前にNHK情報公開審議委員会にされた諮問でこの規程の施行の際当該諮問に対する意見が述べられていないものはNHK情報公開・個人情報保護審議委員会にされた諮問とみなし、当該諮問についてNHK情報公開審議委員会がした調査審議はNHK情報公開・個人情報保護審議委員会がした調査審議とみなす。

付 則 (平成26年3月17日)

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年1月19日)

(施行期日)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。